

「保護する責任」概念の変遷における強制的軍事行動のあり方について：試金石としての2011年リビア介入

眞嶋 俊造

はじめに

「保護する責任」は、2001年に発表された「介入と国家主権に関する国際委員会（ICISS）」報告（「ICISS報告」）により広く知れ渡るところとなり、人道介入をめぐる活発な議論を巻き起こす発端となった。その4年後の2005年には、国連首脳会合成果文書A/RES/60/1（「成果文書」）によって「保護する責任」が国連の権威の下に確認された。また、さらに4年後の事務総長報告A/63/677では、国連がイメージする「保護する責任」のあり方が具体的に示された。

一般に広く知られていることだが、ICISS報告と、ポスト成果文書期のA/63/677では、それぞれが描く介入のあり方に大きな違いがある。具体的には、ICISS報告の場合には「予防する責任」、「対処する責任」、「再建する責任」が時系列で検討されているのに対し、A/63/677では「保護する責任」を遂行するにあたって必要とされる3つの柱が必要に応じて同時進行しうるものであることが述べられた上で、「時宜にかなない、また断固としたやり方」という点に強調が置かれている。

それでは、このような「保護する責任」概念の変遷が民間人を保護するための介入にどのような示唆を与えるのであろうか。本稿では、上記の文書において「保護する責任」の一部として想定されている強制的軍事行動に焦点を絞り、検討を行う。本稿は4つの節にわかれている。第1節では、成果文書以降において、「保護する責任」概念を巡る大きな変化である、「時宜にかなない、また断固としたやり方」という考えが強調されたことを確認する。第2節では、成果文書以前に提示された、強制的軍事行動のための原則を確認する。第3節では、ポスト成果文書期における強制的軍事行動のあり方について、その理論的背景を検討する。第4節では、2011年NATO加盟国を中心としたリビアへの軍事介入を「保護する責任」の視座から検討する。

1. 「時宜にかなない、また断固としたやり方」：成果文書以降

成果文書における強制的軍事行動のあり方は、第139段落にあるように、「平和的な手段が

適切ではなく、また国家機関がジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する罪から人々を保護することに明らかに失敗している場合において、国連憲章に則り、安全保障理事会を通じて、ケースバイケースで、また、それが適切な場合には関連する地域機構と協力し、時宜にかなない、また断固としたやり方で、第7章を含む集団行動をとる準備がある」とされている。

また、この成果文書を受けたA/63/677の第56段落には、「第3の柱」について「成果文書第139段落には、極端な場合においては徹底した制裁や強制的軍事行動を含む、集団的な執行措置の可能性なくして、保護する責任を満たす戦略は完成しないという厳しい真実が反映されている」とあるように、状況が求めれば強制的軍事行動も厭わないという決意が表明されている。

当然ながらここで問題となるのは、どのようなガイドラインに沿って強制的な軍事行動が承認され、またどのように遂行されなければならないかということである。A/63/677の第62段落には、「保護する責任に関する原則を推進するにあたっての国連の信頼性、権威、効率性は、その大部分において、それらの原則が適用される際の一貫性にかかって」おり、このことは「それらの原則を執行するために軍事力が用いられる場合において特に真実味を帯びることである」と述べられている。さらに、同報告では、ICISS報告と当時の事務総長であるコフィ・アナンによる報告A/59/2005（「アナン報告」）を例に挙げて、「この点において、加盟国は、保護する責任に関する極限的な状況において強制力を採用するにあたって従うべき原則や規則や原理を考慮することを欲する」と述べてられている。

2. 成果文書以前に提示された、強制的軍事行動のための原則

それでは、強制的軍事行動という集団的な執行措置を採るにあたって、どのような原則が必要となるのであろうか。このことを検討するために、事務総長報告A/63/677の第62段落で言及されている2つの文書、ICISS報告とアナン報告を概観してみよう。

ICISS報告において、「対処する責任」において最も例外的で極端な手段として論じられている強制的軍事行動の原則は、基本的には西洋における伝統的な正戦論の焼き直しである。同報告では「正戦（just war）」という言葉こそ用いられていないが、その補足資料である『保護する責任：資料・参考文献・背景（*The Responsibility to Protect: Research, Bibliography, Background*）』の第6章では武力行使に関する伝統的な倫理的議論として正戦論について短いながらも検討されており（139-40）、「正戦思考（just war thinking）と人道介入の包括的な基準との関連性は明確である」（140）と述べられている⁽¹⁾。さらに、同報告で分析されている強制的軍事

(1) ここでは正戦論ではなく正戦思考という言葉が用いられているが、その理由は正戦論という言葉がややすると想起してしまいかねないような、あたかも一枚岩の精緻化された「理論」とであるという間違った印象を与えないよう配慮したからだと考えられよう。むしろ、「正戦という考えについての、また正戦という考えに基づく思考様式」の伝統である「正戦伝統（just war tradition）」が念頭にあるように思われるが、いずれにせよ、「正戦」という考えが意識されていることは明白であり、そこが重要な点である。

行動のための原則が正戦論の原則を意識して論じられていることは、現代国際法と正戦論がその歴史的背景ゆえに親和性を持っていること、また、「保護する責任」が現代国際法を前提にしていることも、その傍証となろう。

同報告では、軍事介入のための原則として、「正統な機関 (right authority)」、「正当な事由の閾値 (just cause threshold)」、「正しい意図 (right intention)」、「最終手段 (last resort)」、「比例した手段 (proportional means)」、「[成功への] 合理的見込み (reasonable prospects)」の6つが挙げられている(XII-XIII)。また、同報告は、それら6つの原則を、閾値原則として「正当な事由」、予防原則として、「正しい意図」、「最終手段」、「比例した手段」、「[成功への] 合理的見込み」の4つ、そして最後に「正統な機関」という3つの枠組みにまとめている。

次に、検討の対象となるアナン報告では、その第126段落に、「軍事力の行使を承認または支持するか否かを考慮するにあたっては、安全保障理事会は脅威の深刻さの量り方について共通の見方を持つべきである」としており、その原則として、「提案された軍事行動の適切な目的」、「力の行使までには至らない手段を用いることにより、脅威の阻止にもっともらしく成功するかもしれないか否か」、「軍事的な選択肢が面前にある脅威に比例しているか否か」、「成功への合理的な見込みがあるか否か」という4つが提示されている。これらの原則は、ICISS報告において「予防原則」としてまとめられた「正しい意図」、「最終手段」、「比例性」、「成功への合理的見込み」という4つの原則と対応しており、重複関係を見てとれる。

また、アナン報告では、正戦論における「正統な機関」やICISS報告における「閾値原則としての正当な事由」に対応する明確な記述は認められないが、同報告で用いられている「脅威」という言葉により、正当な事由を構成する要件として、国連憲章で繰り返されて用いられている「国際の平和並びに安全への脅威」が念頭に置かれていることが暗に示唆されていると見ることができる。同じように、正戦論やICISS報告の原則として組み込まれている「正統な機関」についても明示的には言及されていないが、同報告の文脈から考えると、「正当な機関」となるのは国連安全保障理事会であり、また安保理が第7章によって軍事力の行使を承認または負託した国家や国家集団や地域機構である。このことから、ICISS報告とアナン報告の両方が大まかな点で正戦論の原則を踏襲していることが示されており、それらの間に大きな差を見ることはできない。

次の表は、正戦論における「戦争の正義」を構成する原則、ICISS報告の武力介入原則、アナン報告の原則をまとめたものである。

正戦論、ICISS 報告、アナン報告の対応

戦争の正義 (jus ad bellum)	「対処する責任」の武力介入原則	アナン報告の原則
1. 「正当な事由」 (「正当性を担保する考慮事項」)	(1) 「正当な事由 (閾値原則)」 (2) 「予防原則」	(1. 「正当な事由」 不言及) (「脅威の深刻さの量り方」)
2. 「正しい意図」	A. 「正しい意図」	2. 「正しい意図」
3. 「最終手段」	B. 「最終手段」	3. 「最終手段」
4. 「結果における比例」	C. 「比例的手段」	4. 「比例性」
5. 「成功への合理的見込み」	D. 「合理的見込み」	5. 「成功への合理的見込み」
6. 「正統な機関」	(3) 「正統な機関」	(6. 「正統な機関」 不言及)

では、なぜ、強制的な軍事力の行使にあたって、そのような依拠すべき原則が求められるのであろうか。アナン報告は、「このような方法で軍事行動を支持する主張を行うことにより、安保理は審理に透明性を付加し、また、その決定が政府と世界世論の両方から、更に尊敬されるようになる」という理由を挙げている。それゆえに、同報告は、安保理が「それらの原則を打ち出し、また、力の行使を承認または負託するか否かを決定する時にそれらの原則に沿うという意図を表明する決議の採択」が推奨されている。しかしながら、今日に至るまで、強制的軍事行動についての原則や、それらの原則に沿って強制的軍事行動を承認・付託・遂行するという意図は、安保理決議やその後の事務総長報告において明示されてこなかった。そのため、現在において、「保護する責任」概念に基づく強制的軍事行動がどのような原則に沿って執行されるのか、また、強制的軍事行動を律するような原則自体が存在するのかさえ分からない。このことは、まさにアナン報告が指摘する「一貫性」をいかにして担保するかという問題を提起する。

3. ポスト成果文書期における強制的軍事行動のあり方の理論的背景

A/63/677においては、ICISS報告やアナン報告に見られるような強制的軍事行動に関する原則は具体的には明示されていない。しかし、ポスト成果文書期における強制的軍事行動のあり方として描かれているのは、国連の権威をもって正当な機関とすることを前提とした、「正当な事由」の限定と明確化、および「最終手段」の原則への批判的姿勢と帰結主義的要素の重視によって性格づけることができる。以下、これまで見てきた正戦論とICISS報告を比較参照しつつ、それぞれについて見ていこう。

第1に、「正当な事由」は、成果文書において「ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する罪」の4つとされ、このことはその後のA/63/677においても繰り返し述べられている。既に見たように、「正当な事由」は正戦論をその源泉としており、正戦論に準拠して人道的武力介入の原則を提示したICISS報告にも組み込まれている。正戦論は戦争つまり武力紛争一般

についての道徳的理解や判断や理由づけの枠組みであるが、人道的武力介入が武力紛争の一形態である以上、正戦論を用いて人道的武力介入の道徳性を議論することができる。正戦論の「正当な事由」には、「不正な攻撃を受けている他者の防衛」(Johnson 1999, 75)が含まれる。無辜の他者を防衛するという基準は、アウグスティヌスに始まる正戦論の伝統的な基準であり、ジョンソンによれば「戦争を開始する際に必要とされる正義は——もし必要であれば強制力を用いても——隣人を守る義務であるという概念から発展した」(73-4)という。つまり、正戦論が人道的武力介入に適用される場合、人道的武力介入に「正当な事由」が要求され、それは人道的理由による他者防衛となる。

ICISS報告について特筆すべきは、閾値原則としての「正当な事由」が検討されていることである。「人々を保護する目的でなされる武力介入は、例外的かつ特例的な方策である。その閾値に達するには、人々に対して深刻かつ修復不可能な危害が発生している、もしくはかなりの確率での発生が差し迫っているという状況が必要不可欠な前提となる」(ICISS 2001, 32)と説明されている。つまり、大規模な危害が発生している、ないし発生する危険が差し迫っていることが、人々を保護する目的での武力介入の正当な事由として規定される。この枠組みでは、武力介入をする際の正しい理由は民間人の人権保護としての他者防衛のみであり、武力介入は、大規模な殺戮や「民族浄化」が発生しているか、発生が切迫している状況下でのみ許容される、例外的かつ特別な手段とされている。

このように、「正当な事由」は、正戦論では人道的理由による他者防衛として、またICISS報告では人々に対する深刻かつ修復不可能な危害の発生もしくは高確率での発生の切迫として定義される。確かに、それらの定義の中に、A/63/677で明確に述べられているジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する罪という4つの状況が含まれるという解釈の余地があるが、同時にまた、それらの内いずれかが含まれないかもしれないし、他の要因もまた含まれるという解釈も成り立つかもしれない。しかし、A/63/677によって明確にされたのは、強制的軍事行動を起こす際の「正当な事由」は上記4つの事態であり、強制的軍事行動はそれらの場合のみ発動されるということである。このことは、「正当な事由」に該当する条件を明確化することにより強制的軍事行動が執られる条件を限定するための試みとして考えられ、「正当な事由」の拡大解釈を避けることにつながるとともに、強制的軍事行動にある程度の説明と一定の説得力を持たすものである。

とはいえ、「保護する責任」概念に基づく強制的軍事行動が、「正当な事由」が限定され、また、明確化された結果としての4つの事態に対処するために発動されるとしても、どのような状態がジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する罪に該当するかという定義と解釈の問題が付きまとう。今日に至るまで、明確に「保護する責任」を事由として第7章に基づく軍事力の行使を容認した安保理決議は発動されていない。それゆえに、過去の事例における安保理決議という法的根拠から「保護する責任」を検証することは不可能である。しかし、今後、もし安保理決議で「保護する責任」が国際の安全と平和に対する脅威を構成する事由として強

制的軍事行動が容認された場合には、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する罪のいずれか1つまたはそれ以上が実際に発生しているか、または決議を発動するに足る、それらの脅威が発生する重大性と危急性を安保理が決議本文またはその前文でそれらを認めた文書について言及することにより、「保護する責任」が明示的に認定されるだろう。

第2に、ICISS 報告およびアナン報告とA/63/677との間における重要かつ決定的な違いは、「最終手段」の原則に対する姿勢と帰結主義的考慮にある。正戦論、ICISS報告、アナン報告では、他の平和的、または強制的及び非強制的軍事手段が考慮され、それらの手段が尽きた上での最終手段として強制的軍事行動が想定されている。しかし、A/63/677では、既に本稿で何度か引用したように、「時宜にかなない、また断固としたやり方」という言葉が強調されている。このことは、特に、強制的軍事行動を1つのオプションとして含む「第3の柱」について記述されているA/63/677において「時宜にかなない、また断固としたやり方」を見出しとした第4章で重要な意味を持つ。その理由は、「第2の柱」を扱う第3章の第40段落には、「力の行使は最終手段として考慮されるべきである」という「最終手段」の原則について明確な記述箇所があるが、強制的軍事行動についての記述が含まれる第4章には、強制的軍事行動が「最終手段」であるべきということが明示的に記述されていない点にある。つまり、「時宜にかな」った場合には、必ずしも最終手段としてではなくとも「断固としたやり方」の1つとして強制的軍事行動が検討される、または検討されてもよいという解釈の余地を残す。このことは、これまで国連が強制的軍事行動を承認ないし国連加盟国またはそれらの国々によって構成される地域機構に付託する際、それが慣習的に最終手段とされてきた言説を踏み越えている。ここにおいて、A/63/677は、「最終手段」の原則が絶対的な規範であるという立場に必ずしも公的な立場を示していないことと、また、その背後には帰結主義的な考慮に基づいた、結果をより重視する姿勢を見ることができよう。

それでは、本節で検討したA/63/677における2つの重要な点は、実際の強制的軍事行動にどのようなことを示唆するのであろうか。このことを明らかにするために、次節においてNATO加盟国を中心とした2011年のリビアへの軍事介入を事例として検討する。

4. 2011年NATO加盟国を中心としたリビアへの軍事介入

2011年の安保理決議を受けて行われたNATO加盟国を中心としたリビアへの軍事介入は、「保護する責任」概念に基づく強制的軍事行動のあり方を実践レベルで検討するにあたっていくつかの重要な論点を提示する。その理由は、NATO加盟国による1999年のコソヴォ介入を指して「非合法だが正当 (illegal but legitimate)」という表現が用いられたように、2011年のリビアへの軍事介入は、「保護する責任」概念に基づく強制的軍事行動として国際法上認められたわけではないが、そのような強制的軍事行動として実質的に機能した」という仮説を構成しうる点にある。この仮説が証明されるためには、軍事力の行使を承認した安保理決議が「保護する責

任」概念に基づく強制的軍事介入ではないという命題と、NATO加盟国を中心とした軍事介入は、その目的と手続きを踏まえた上で、「保護する責任」概念に基づく強制的軍事行動としてみなすことができるという命題が共に正しいことを証明する必要があるだろう。それでは、以下、上記2つの命題について検討する。

まず、軍事力の行使を承認した安保理決議が「保護する責任」概念に基づく強制的軍事介入ではないという第1の命題を考えよう。2010年末から始まった「アラブの春」と呼ばれる北アフリカおよび中東諸国での反政府運動の波が2011年2月にリビアにも波及し、カダフィ政権に対するデモと反政府運動に火が付く。それに対抗して政権側は民間人に対して組織的暴力を用いた強権的弾圧を行う。この状況に鑑みて、2011年2月26日に、国連憲章第41条に基づく非軍事的措置により同第7章に基づいて行動することが認められた安保理決議第1970号が発動される。注目すべきは、この決議は、その前文にあるように「リビアにおいて現在発生している民間人口に対する広範かつ組織的な攻撃が人道に対する罪になるかもしれないことを考慮」し、また「リビア政府がその人口を保護する責任があることを思い起こす」ことを前提としている点である。つまり、ここにおいて、この決議が第41条に基づく第7章での執行を承認した以上、非軍事的措置によって民間人を保護する責任が認められたことになる。

しかし、反政府運動とそれに対する政権側の弾圧の規模が大きくなり、また反政府勢力と政権軍との間で軍事衝突が続き、実質的に内戦となったことを受け、民間人保護のために軍事的措置を承認した同年3月17日に安保理決議第1973号が発動された。この前文では、「リビアの住民を保護することがリビア政府の責任であるということとを繰り返すとともに、民間人の保護を確実にするために実行可能な全ての方策を取ることに紛争当事者が第一義的な責任を負うことを再確認」という、「保護する責任」概念を基礎づける前提が記述されている。また、第1973号には、第1970号と同じく、「リビアにおいて現在発生している民間人に対する広範かつ組織的な攻撃が人道に対する罪になるかもしれないことを考慮」という文言が入っている。さらに、第1973号の特徴は、その第4段落にあるように、安保理が、第42条にある軍事的措置を含む同第7章に基づいた「あらゆる必要な措置」を取ることによって、加盟国が民間人の保護およびリビア政府による攻撃の脅威下にある民間人居住地域の保護を承認したことである。

確かに、成果文書以降の「保護する責任」概念における強制的軍事行動の「正当な事由」の1つに人道に対する罪が挙げられており、第1973号の前文には「リビアにおいて現在発生している民間人に対する広範かつ組織的な攻撃が人道に対する罪になるかもしれないということとを考慮」という文言が記されている。しかし、人道に対する罪を含む4つの特定の罪から住民を保護することに「明白に失敗している」ことが「保護する責任」概念に基づく強制的軍事行動が発動される前提となっており、そのような事態が発生していることが認められて初めて、その事態に対する「時宜にかなない、また断固としたやり方」の最も例外的で極端な措置として強制的軍事行動が発動される。もし第1973号が明らかに「保護する責任」概念に基づいてい

るのであれば、第1973号それ自体かまたはそこで言及されている過去の国連文書においてカダフィ政権が人道に対する罪を犯していることが認められている必要があるが、第1973号の前文でさえ、人道に対する罪に「なるかもしれない」という観測に止まっており、人道に対する罪を犯しているとは認めていない。つまり、国際法上、軍事力の行使を承認した安保理決議が「保護する責任」概念に基づく強制的軍事行動を承認したとはいえない。

確かに、カダフィに対して、人道に対する罪を罪状とした逮捕状が国際刑事裁判所より出されている。しかし、逮捕状が出たのは6月27日であった。それは、人道に対する罪についての調査にあたって国際刑事裁判所（ICC）とその検察官に対して全面的な協力および必要とされるあらゆる補助を提供するようリビア政府に求めた第1970号からほぼ4ヶ月後であり、また第1973号からは3ヶ月以上後であった。さらに、第1973号では、強制的軍事行動によってカダフィを逮捕することは委任されていなかった。第1970号の発動により安保理からICCに調査が付託されたので、2月26日の時点では、法的にはカダフィ政権は「人道に対する罪」を犯したかもしれない「被疑者」という程度であり、ICCにより逮捕状が出て初めて「容疑者」になったといえるだろう。第1973号においてカダフィが人道に対する罪を犯したことが認められていない以上、それについて安保理が「保護する責任」に基づく強制的軍事行動を承認した証拠であると主張することは困難である。このように、カダフィ政権への軍事力の行使を承認した安保理決議が「保護する責任」概念に基づく強制的軍事介入ではないという第1の命題は正しいと言える。

次に、NATO加盟国を中心とした軍事介入は、その目的、手続き、作戦行動、もたらした結果を踏まえた上で、「保護する責任」概念に基づく強制的軍事行動としてみなすことができるという第2の命題を考えよう。NATO加盟国を中心とした国家による軍事介入の目的は、第1973号を受けた「民間人の保護」として明確化され、また限定されている。軍事行動を行う主体としての正統性を担保する手続きは、第1973号によって国連加盟国および地域機構が民間人を保護する目的を果たすことが承認され、それを受けての介入であるということを考えるに、その要件を満たしていると考えられる。このように、「保護する責任」概念が措定する、強制的軍事行動の目的と正統性を担保するための手続きが取られたことは明らかであると考えられる。

しかし、手続きに関する他の側面はどうだろうか。具体的には、前節で検討した「最終手段」の原則と「時宜にかなない、また断固としたやり方」との関係においてどのように考えることができるだろうか。このことを考えるにあたっては、リビアでの反政府運動に対するカダフィ政権による弾圧という問題の発生と、その問題が急速かつ劇的に拡大した事態に対処するために軍事介入を承認するに至る過程と時間の流れが重要になるだろう。問題の発端となったのは、2月15、16日にリビア中部の都市ベンガジで発生した反政府デモと暴動に対してカダフィ政権側が物理的強制力を用いた組織的な強権的弾圧を行い、深刻かつ組織的な人権の蹂躪が行われ、民間人が死亡したことである。同月26日には国連加盟国がその事態に対処するように第1970

号が出された。第1970号では、非軍事的措置を定めた第41条に基づく第7章による、2月15日以降の状況に関する国際刑事裁判所への捜査付託、武器禁輸、渡航禁止、資産凍結が決議された。その後、カダフィ政権が決議を受け入れず引き続き民間人に対して弾圧を続けたとしても、軍事的措置を含む第7章による「全ての必要な措置」を取ることを決議した1973号が発動されたのは、第1970号から僅か3週間を待たない3月17日であった。さらにその2日後の19日には、NATO加盟国によるカダフィ政権側の軍事施設への攻撃が開始された。つまり、事態の発生から僅か4週間強のうちに、第7章に基づく軍事的措置が安保理決議により承認され、実際に軍事行動が開始されたのである。

この4週間強という時間幅が長いかに短いかについては議論があるかもしれないが、もう1つの論点は、勧告、非難、その他の強制的措置、経済制裁などの非軍事的強制措置、軍事的措置といった段階の安保理決議を漸次発動していくことによって慣例的に「最終手段」の原則が担保されてきたと考えることができる。それでは、リビアへの軍事介入において、段階的な安保理決議の発動という手順は踏まれたのであろうか。

例えば、1990年に発生したイラクによるクウェート侵攻と、1991年の安保理決議とそれを受けた軍事介入、いわゆる「湾岸戦争」の場合を比較参考してみよう。侵攻開始の同日である8月2日には、国連憲章第39条及び第40条に基づき、8月1日以前における展開位置までのイラク軍の撤退要求（para. 1）を含む第660号が発動された。また、同月6日には、憲章第7章に基づく禁輸（para. 3）と経済制裁（paras 3, 4）を含む第661号が発動された。その後、イラクによるクウェート併合が無効であることの再確認（para. 1）を含む第662号（8月9日）、第7章に基づき、第3国の国政保持者がイラクおよびクウェートからの安全かつ速やかな出国を可能にするための要求（paras. 1, 2）を含む第664号、（8月18日）、禁輸を確実にするために加盟国に対する海軍力の提供要請（para. 1）を含む第665号（8月25日）、第7章に基づき、人道的見地からの食料および医療物資についての経済制裁の見直しを定めた（paras. 1-8）第666号（9月13日）、第7章に基づき、在クウェート外交官及び外交施設に対するイラクによる攻撃的行為の非難（para. 1）を含む第667号（9月16日）、第7章に基づき、経済制裁の履行の再確認を含む第670号（9月25日）が2ヶ月以内のうちに立て続けに出された。

さらに、第670号から1ヶ月後の10月29日に発動された第674号は、イラクまたはクウェート領内にいるクウェート人や外交官を含む第3国の国籍保持者、また第3国の国籍保持者で人質になっている者の保護（paras. 1-7）と、事態の平和的解決に向けた外交手段を用いた事務総長による調停（paras. 12, 13）を求めているが、「国連憲章第7条に基づく行動として」という文言の後に、「イラクによるクウェートへの侵攻と占領によって引き起こされた現在の危機的で危険な状況」が、憲章第39条の規定を想起させる「直接的に国際の平和と安全を脅かしている」という文言が述べられている。後知恵かもしれないが、その文言と、それに続く「政治的および外交的手段を最大限に利用してイラクに決議を順守させることを決意し」という文言、そして事務総長の調停という3つの要素を勘案するに、第674号自体は非軍事的手段を前

提としているが、この決議が遵守されない限り、軍事的措置が次の決議で承認されるかもしれないという脅しが仄めかされていると考えられるかもしれない。その意味で、第674号は、軍事的措置という「最終手段」をちらつかせる一歩手前の段階にあることを示唆した強硬な決議といえるだろう。

さらに、第674号の発動から1ヶ月後の11月28日に、第7章に基づき、イラクによるクウェート領内における人口構成の改変とクウェート政府による市民の記録の破壊という企てに対する非難（para. 1）を含む第677号が発動され、その翌日には、「全ての必要な手段を用いて第660号を実現する」（para. 2）という、軍事的措置を容認すると考えられる文言が記された第678号が発動された。ここで重要なことは、第678号の第1段落に「第660号とそれに続く関連した決議を完全に遵守するために、善意の印としてそれ〔イラク政府による決議内容の履行〕を行う最後の機会を与えることを許すことを決定し」という文言と、また、第2段落にある「全ての必要な手段」が取られるのは、「1991年1月15日またはそれ以前までにイラクが〔第660号とそれに続く関連した決議を〕履行しない限り」というように期限を定めた文言とにより、軍事的措置はあくまでも他の強制および強制的な非軍事的措置が機能しなかった上での最終手段として用いられるという前提が繰り返し確認された点である。

このように、クウェート侵攻を受けた軍事介入までの安保理の動きは、これまで見た決議を含む合計12の決議を発動することにより、非常に段階的で用心深く、軍事的措置を最終手段として示した。言い換えれば、「最終手段」の原則という慣例を守り、またこの慣例を積み重ねる新たな事例を作り出すことに成功した。

それでは、翻って、リビアの事例はどうであっただろうか。リビアへの軍事介入においても第1970号において非軍事的措置による制裁を決議したことを踏まえ、その次の段階として第1973号において軍事的措置を視野に入れた、より強制的な決議を出したということは、これまで安保理決議としては慣例的に行われていた段階的な手続きを行った、つまり「最終手段」の原則を踏襲したと言えるかもしれない。しかし、段階や時間幅を考慮すると、どちらとも言えない部分もあるし、またどちらとしても受け取れる部分があるように解釈の余地が残されていることは否めないだろう。しかし、明らかなことは、事態発生から5週間足らずで軍事的措置が安保理決議で承認され、軍事介入が行われたという事実を鑑みるに、用心深い「最終手段」の原則の慣例を維持するというより、「時宜にかなない、また断固したやり方」を履行したと考えられるだろう。その意味で、リビアへの軍事介入は、ポスト成果文書期における「最終手段」の原則に対する「時宜にかなない、また断固としたやり方」を示唆する点において、実質的には「保護する責任」概念に基づく強制的軍事行動としてみなすことができるという命題を支持すると考えられよう。

おわりに

本稿では、「保護する責任」概念の変遷における強制的軍事行動のあり方について、その試金石としての2011年リビア介入を検討した。ポスト成果文書期における「保護する責任」の大きな変化は、強制的軍事行動を発動するにあたっての「正当な事由」を「ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する罪」の4つに限定したことと、国連などの国際機構が強制的措置を発動する際の慣例であった「最終手段」の原則を放棄し、「時宜にかなない、また断固としたやり方」という考えがとって代わったことである。2011年のリビアへの強制的軍事行動は、ある程度まで、新しい「保護する責任」の枠の中で考えることができるだろう。しかし、本稿ではあくまでも、強制的軍事行動を発動する際に考えるべき正しさとして、広い意味での「戦争の正義」つまり「ユス・アド・ベルム (jus ad bellum)」を検討したに過ぎないことを強調したい。強制的軍事行動を実際に進めていく際に考えるべきこととして、広い意味での「戦争における正義」つまり「ユス・イン・ベロ (jus in bello)」や、強制的軍事行動を終了した後に考えるべき正しさとして、広い意味での「戦争後の正義」つまり「ユス・ポスト・ベルム (jus post bellum)」を挙げるができる。それらもまた併せて検討されることが本来の正しい軍事力の行使を考えるために必要不可欠であるが、それらについての検討は別の機会に譲りたい。

参考文献

- International Commission on Intervention and State Sovereignty (2001), *Responsibility to Protect: Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty* (Ottawa: International Development Research Centre).
- , *Responsibility to Protect: Research, Bibliography, background* (Ottawa: International Development Research Centre).
- Johnson, J. (1999), *Morality and Contemporary Warfare* (New Haven: Yale University Press).